

平成 2 7 年 第 1 回 定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 3 月 10 日（火）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成27年3月10日（火曜日） 午前10時00分～午後2時28分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
総務部次長兼総務課長：伊藤義之	総務部次長兼契約検査課長：久保江信晴
総務部次長兼税務課長：佐藤哲男	総務部次長兼総合防災課長：平 寛二
会計管理者：進藤 久	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
秘書課長：福田 浩	財政課長：舩谷祐幸
管財課長：舩屋博之	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄
財政課長：舩谷祐幸	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第18号 大仙市西仙北火葬場設置条例を廃止する条例の制定について
- 第2 議案第38号 平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号) 【説明・質疑】
- 第3 議案第39号 平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第4 議案第40号 平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 第5 議案第49号 平成27年度大仙市一般会計予算【説明・質疑】
- 第6 議案第50号 平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
- 第7 議案第51号 平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第38号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）【討論・表決】
- 第9 議案第49号 平成27年度大仙市一般会計予算【討論・表決】
- 第10 陳情第24号 「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第11 陳情第29号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書
- 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） おはようございます。

昨日に引き続き、これより総務民生常任委員会を開催いたします。

本日は、市民部の審査の後に昨日保留としていた総務部関係の議案第9号に係る質疑・討論・表決を行い、最後に総務部と市民部の両部に係わる補正予算及び当初予算についての討論及び採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） これより、市民部の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いします。山谷市民部長。

○市民部長（山谷勝志） お早うございます。

今次定例会に上程しております市民部の案件につきましては、西仙北火葬場設置条例の廃止案と一般会計補正予算案、更に国保事業及び後期高齢者医療の特別会計補正予算、並びに平成27年度一般会計当初予算と国保事業特別会計当初予算及び後期高齢者医療特別会計当初予算となっておりますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、昨年3月に開催されました総務民生常任委員会において、鎌田委員からご要望のありました墓地の危険箇所についての調査結果等につきましては、本日の常任委員会終了後にご報告させて頂きたいと存じますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

この後、案件につきましては、各担当課長が説明いたしますが、27年度当初予算関係につきましては、当初予算の概要と主な事業説明書により、拡充した事業や新規事業を主体として、説明いたしますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は補正予算に加えて、27年度の当初予算もあり、内容が多くなっております。部長の挨拶にもあり

ましたが、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業を中心に簡潔にしていただき、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、使用します資料につきましては、説明前にどの資料を使うのかも、明示をお願いいたしたいと思います。

なお説明は、座ったままで結構です。

【議案第18号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第18号、「大仙市西仙北火葬場設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第18号、大仙市西仙北火葬場設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明を申し上げます。資料は、資料No.1の議案の送付についての35ページと36ページであります。

大曲仙北広域市町村圏組合が新火葬場を設置することに伴い、西仙北火葬場については、施設が経年劣化していることから、廃止するものであります。

平成27年4月1日を施行期日とする「大仙市西仙北火葬場設置条例を廃止する条例」を制定することにより、「大仙市西仙北火葬場設置条例」及び「大仙市西仙北火葬場使用料徴収条例」を廃止するものであります。また、西仙北火葬場に勤務する職員の特殊勤務手当についての規定が定められている「大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部について、関連する特殊勤務手当の規定について削除するための改正をするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 西仙北火葬場は4月で、新しく出来る火葬場は6月でしたか、たった2か月ですけれども、その間、十分対応できるのかどうかというふうなことが1つ。それから特殊勤務手当というふうな内容は後退するような内容にはなっていないか、というふうなところの確認の意味でお聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 3月31日をもって西仙北火葬場については、3月31日までが使用出来るということで4月1日から条例を制定して使用出来なくなると、いうことでございます。で、新火葬場、中央斎場については、6月1日の供用開始を予定しているということでございます。この2か月間、開きがあるというようなことでございます。この2か月間につきまして、西仙北火葬場につきまして、今後使用していくにあたっては、今まで補修、補修で来たということがありまして、改めて2か月間と言えども、使っていくにあたっては、補修等も考えられると、というようなことも1つ想定されると、いうようなことでございます。また利用の状況につきまして、過去何年間の実績を見まして、1月についておよそ10件前後の利用がありまして、2か月ですとおおよそ20件ぐらいの利用が想定されているということも調査させて頂きました。これにつきまして、現在あります中央斎場も新しい斎場に代わるまで供用できますので、また南部斎場と広域で現在使っている3つの斎場で予約を受けるといようなことについても、確認をさせて頂きまして、現在の西仙北火葬場については、当初説明いたしましたとおり、老朽化等の心配もありますので、そこは使用を3月いっぱいをお願いして、4月、5月については、今ある広域の3つの斎場等で対応して頂くということも協議いたしまして、6月1日の新斎場を待って、新しい斎場に切り替えて行くといようなことにさせていただいたと、いうようなことでございます。

確かに西仙北地域の方々を中心に、現在の西仙北火葬場の近隣の方々等については、現在の火葬場を使っていた方が利便性としてはあるわけですが、少し遠くなる方もいらっしゃるのところを、何とかご理解いただいて、6月1日の新斎場を使っていただくと、あとは3斎場で、現在の3斎場で対応していただくと、いようなことをお願いする、ということにさせて頂くものです。

それと2つ目の後退、特殊勤務手当の3,500円といような定めが1日について3,500円という特殊勤務手当の手当がございますが、これについては職員が配置して勤務した場合といようなことですので、火葬場が無くなって勤務が無くなりますので、これについては実質、無くなるというものです。後退といいますか、職員がいなくなりますので、勤務することが無くなりますので、勤務手当に関しては支給は無いといようなことになります。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 西仙の火葬場の使用料等は、中央斎場とか、周りの、近隣の使用料とも、若干違っていたのではないかなとも思いますので、あと20人ぐらいだと、2か月間でそれぐらいの人数だから、他で間に合うだろうというふうなあれなんでしょうけれども、使用料の料金の面からと、その人数がやっぱり不便をきたすというふうなあたりで考えれば、反対はする訳では無いですけども、廃止をするのを、その6月まで待てないものなのか、どうかと、そこ2か月間、補修を無理無理しなければならないというものでも無いだろうし、現状で2か月間待っての、6月の廃止というふうなところまで行けなかったものなのかどうか、というふうなことをまず思いました。

それから、もう1点は、西仙で働く職員が、一般職の職員が、今度は広域市町村圏組合が運営する火葬場の方に職員として配置されるものなのか、どうか、その辺の問題をちょっと。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） まず西仙北火葬場の料金と、広域の料金についてでありますけれども、1体の火葬について1万3千円という料金設定になっておりまして、これについては広域の斎場と西仙北火葬場の使用料について、差はございません。基本的な料金は設定は同じということでございます。確かに距離については、少し遠くなるという方は、勿論、いらっしゃるということになると思います。

職員については、広域の方では、新しい火葬場になった際の配置としては、今いる職員に、委託した職員と言いますか、派遣による職員で対応するということですので、現在、西仙北火葬場に勤めている職員については、広域の方の新しい斎場で勤務するということでは無いと、いうふうに伺っております。市の職員は市の職員として、配置換えによって、ということになります。

○委員長（金谷道男） 良いですか。

○委員（佐藤文子） すっきり納得というわけにも行かないけれども、まず。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

【議案第38号】

- 委員長(金谷道男) 次に、議案第38号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに富樫環境交通安全課長。

- 環境交通安全課長(富樫公誠) 平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号)の環境交通安全課の所管事業に係る予算補正内容について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.3の「平成26年度大仙市補正予算(予算に関する説明書付)(3月補正②)」で、ページは6ページでございます。

第3表、繰越明許費の表の一番上の欄をご覧ください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費の大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場改築事業費負担金で、金額は1億8,116万8千円であります。現在改築中の新中央斎場についてであります。基礎掘削工事において、支持地盤層が予想以上に強固であったこと、躯体工事において、震災復興事業の影響による東北管内の労働力不足の影響もあり、主な作業である型枠工・鉄筋工の労働力を揃えることができなかったこと、などの理由により、工期を4月30日まで延長しており、これに伴い、火葬炉設備工事の工期及び設計監理・工事監理業務の委託期間についても同様に延長となっております。

これにより、各工事及び委託業務に対して3月27日時点での出来高払いを行う予定であり、平成27年度割額分を翌年度へ繰り越す必要が生じたものであります。以上よろしく願いいたします。

- 委員長(金谷道男) 次に佐藤国保年金課長。

- 国保年金課長(佐藤和久) それでは議案第38号、平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号)のうち、国保年金課所管分について、ご説明いたします。

資料については今と同じ補正予算書、19ページをお願いいたします。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金は8,434万5千円の補正であります。内容といたしましては、国保税軽減に伴う、保険基盤安定分6,616万円と、財政安定化支援分1,818万5千円で、いずれも確定に伴う補正であります。なお、財源として、保険基盤安定分の負担金を、国県合わせて4,962万1千円計上しております。

次の20ページをお願いいたします。

4款1項14目50事業、後期高齢者医療等負担金は503万9千円の減額補正であります。内容といたしましては、広域連合における平成26年度の人件費・事務費の共通経費分が97万2千円の減額、及び、療養給付費負担金が406万7千円の減額で、いずれも確定見込みによる補正であります。

また、広域連合から、平成25年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金2,496万9千円を雑入に歳入するものであります。

次の90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金は、1,089万円の補正であります。内容といたしましては、保険料軽減に伴う保険基盤安定分の確定による増と、事務費の減額分であります。なお、財源として保険基盤安定分の4分3、817万円を県負担金として計上しております。

以上、説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） 大変すみませんが、さっきの一般会計の分で、環境交通安全課の環境保全基金の積立金の説明分が抜けておりましたので、再度、時間をお願いしたいと思います。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 大変申し訳ございませんでした。

環境交通安全課の所管事業に係る予算補正の内容について、追加で説明をさせていただきます。資料は、No. 3の補正予算②でございます。ページは14ページであります。

財産収入の利子及び配当金の上から2段目、協和環境保全基金預金利子で、金額は2万8千円であります。

20ページをご覧ください。歳出の部、4款1項7目、91事業、環境保全基金積立金、25節、積立金について、協和環境保全基金預金利子2万8千円を補正するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

【議案第 39 号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第 39 号、平成 26 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第 39 号、平成 26 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

資料 NO. 3、補正予算書の 33 ページをお願いいたします。

主な事業の説明書は、資料 NO. 3-1 の 6 ページとなっております。

今回の補正でございますが、保険給付費の決算見込み、確定した交付金、返還金等の補正でありまして、歳入歳出それぞれ 9,870 万 9 千円を減額し、補正後の総額を 9 億 6,729 万 9 千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、補正予算書の 38 ページをお開き願います。

はじめに歳入でございます。3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費の減に伴い、5,596 万 8 千円減額するものであります。

同じく、2 項 1 目、財政調整交付金につきましても、一般被保険者の保険給付費の減に伴うもので、1,802 万 2 千円の減額補正であります。

4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金、5,345 万円の減額補正であります。退職被保険者の保険給付費の減によるものであります。

5 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は、5,010 万 5 千円の減額補正であります。交付金の確定によるものであります。

6 款 1 項 2 目、都道府県財政調整交付金は、一般被保険者の保険給付費の減に伴い、1,802 万 2 千円減額するものであります。

8 款 1 項 1 目、利子及び配当金、13 万 5 千円の補正は、財政調整基金の預金利子の補正であります。

9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金は、国保税軽減に伴う保険基盤安定分の確定による 6, 6 1 6 万円と、財政安定化支援分の確定による、1, 8 1 8 万 5 千円を合わせて、8, 4 3 4 万 5 千円を補正するものであります。

1 0 款 1 項 1 目、繰越金は、前年度繰越金の未計上分、1, 2 3 7 万 8 千円の補正であります。

次の 4 0 ページをお開き願います。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目 5 0 事業、一般被保険者療養給付費は、1 億 3 千万円の減額補正であります。内容といたしましては、年間平均被保険者数が、当初見込みより、2 9 0 人ほどの減と見込まれることによるものであります。

次の、2 項 1 目 9 0 事業、退職被保険者等療養給付費につきましても、退職被保険者数が、当初見込みより、減と見込まれることに伴う、3 千万円の減額補正であります。

次の 4 1 ページ、7 款 1 項 3 目 1 事業、保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会での確定に伴う、2, 1 8 8 万 7 千円の減額補正であります。

次の 4 2 ページ、1 0 款 1 項 1 目 9 2 事業、返戻金、8, 3 0 4 万 3 千円の補正は、前年度の療養給付費負担金等の精算に伴う返戻金が確定したことによるものであります。

次の 1 1 款 1 項 1 目 9 0 事業、財政調整基金積立金は、1 3 万 5 千円の補正であります。が、財政調整基金の預金利子を積立てするものであります。

以上で説明を終わりましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第40号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第40号、平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第40号、平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

資料につきましては国保と同じ資料NO.3の補正予算書でございます。45ページをお開き願います。主な事業の説明書は、資料NO.3-1の8ページとなります。

今回の補正でございますが、低所得者の保険料軽減額の確定に伴う、保険基盤安定負担金、及び、平成25年度繰越金確定に伴う精算が主な内容で、歳入歳出それぞれ1,329万7千円を追加し、補正後の総額を8億8,170万5千円とするものであります。内容につきましては、補正予算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、50ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、3款1項1目、一般会計繰入金は1,089万円の補正であります。内容といたしましては、平成25年度繰越金確定に伴う事務費繰入金の精算分3千円の減額と、低所得者の保険料軽減額確定に伴う、保険基盤安定繰入金の増分、1,089万3千円であります。尚、保険基盤安定繰入金の4分の3は、県の負担金であります。

4款1項1目、繰越金は、25年度からの繰越金で240万7千円の補正であります。

次の51ページ、歳出についてご説明いたします。

1款2項1目10事業、徴収費は、25年度繰越金確定に伴う財源振替であります。

次の52ページ、2款1項1目50事業、後期高齢者医療広域連合納付金、1,329万7千円の補正は、26年度に繰越しとなった保険料等、240万4千円と、低所得者の保険料軽減額確定に伴う、保険基盤安定負担金の増分、1,089万3千円の補正であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第49号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第49号、「平成27年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、環境交通安全課の所管する予算の説明をお願いします。

富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 平成27年度大仙市一般会計予算のうち、市民部・環境交通安全課所管にかかる主な事業の内容についてご説明申し上げます。

なお、特定財源については、歳出の中での説明とさせていただきます。

また、事業毎の説明は、平成27年度当初予算（案）主な事業の説明書 市民部で行いますのでよろしくご願ひいたします。始めに3-1ページをご覧ください。

2款1項5目10事業、交通安全対策推進活動費であります。

事業の概要は、交通指導隊の報酬及び旅費、制服など交通指導隊員に要する経費が主なものであります。また、歩行環境シミュレーターについては、新しく、子ども向けのソフトを充実させた改良型が、地元企業により開発されましたので、これまでの歩行環

境シミュレーターを更新し、10月から導入するためのリース料が58万9千円となっております。特定財源は、その他の交通災害等共済加入推進交付金54万円であります。

3-2ページをお願いします。60事業、交通安全対策費補助金であります。事業の概要は、交通安全会補助金と、大仙市交通安全母の会補助金であり、引き続き交通安全意識の普及啓発のため支援してまいります。

3-3ページをお願いします。3款1項1目13事業、防犯対策関係経費であります。事業の概要は、防犯指導隊員の報酬が主たる経費であります。

3-4ページをお願いいたします。60事業、社会福祉総務費補助金であります。大仙市防犯協会補助金であります。

3-6ページをお願いいたします。4款1項7目13事業、環境学習推進費であります。地球温暖化問題やエネルギー問題などについて、環境学習を通じて環境に配慮したライフスタイルを身につけるために一般市民、小中学生、事業所を対象に子どもエコチャレンジ、環境家族宣言、ワンディエコチャレンジ、親子自然観察会を実施する経費であります。

3-7ページをお願いします。91事業、環境保全基金積立金であります。秋田県環境保全センターからの交付金を協和地域の住民が快適な生活を送るための環境施策に充てるため、積み立てをするものです。なお、27年度の基金取り崩し予定額は1,553万3千円で、27年度末の基金残高は1億120万7千円を予定しております。

特定財源は、その他の環境保全センター交付金2,300万円であります。

3-8ページをお願いいたします。4款1項8目10事業、環境衛生事業費であります。市民が快適に暮らせる環境を維持するため、生活排水、騒音等の生活環境に関する相談・苦情・要望等に対応するための経費と、全市一斉クリーンアップに伴う経費等となっております。特定財源は、その他に市民参加の取り組みを支援するための経費として、地域振興基金の424万2千円を充てております。

3-9ページをお願いいたします。24事業、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費であります。27年度は大曲、神岡、中仙の3庁舎に太陽光発電・蓄電池システムを導入し、災害時に広域防災拠点としての機能をもたせるものであります。

また、小学校や公民館などの防災避難所となっている44施設には、68基のソーラー街灯を設置するものであります。特定財源は、国県支出金の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金2億5,407万4千円であります。

3-10ページをお願いいたします。11事業、墓地公園整備事業費であります。

墓地、埋葬等に関する法律により、個人が墓地を設置運営することは、原則認められていないことから、市民要望に基づいた公営墓地の充実を図るものであります。墓参りに訪れた方々がくつろげ、安らぎのある空間を目指し、駐車場の整備や休憩所と公衆トイレの設置及び園路の拡幅など一体的な整備を行うもので、27年度は対象エリアの測量・実施設計、管理棟の解体・新築の実実施設計及び敷地内の排水対策に係る地質調査を行うものであります。特定財源は、その他の墓地公園永代使用料57万円、墓地管理手数料52万円、墓園名義変更手数料7千円の合わせて109万7千円であります。

3-11ページをお願いいたします。4款2項1目11事業、ごみ不法投棄防止関係費であります。不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄された投棄物については、原因者を究明し、早期撤去を実現することで、快適な環境づくりを推進するもので、不法投棄監視員報酬、不法投棄物処理、啓発などを行う経費であります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料465万5千円、環境保全基金繰入金300万円の合わせて765万5千円であります。

3-12ページをお願いいたします。12事業、廃棄物処理管理経費であります。

市内7カ所にある旧最終処分場の維持管理、周辺環境の保全、水質基準の達成などを図る経費であります。このうち、27年度では、大曲の一般廃棄物最終処分場については、回転円盤装置のオーバーホール、中仙の一般廃棄物最終処分場については、水中エジェクター及びPH槽・分配槽更新を予定しております。

3-13ページをお願いします。13事業、ごみ収集関係費であります。廃棄物処理法に基づき、市が収集義務のある家庭系ごみについて、計画収集を確実に円滑に行う経費であります。新規では、ごみ集積所の表示看板が老朽化していることや26年度から開始した古布類の更なる周知啓発を図るため、全市約1,800箇所の表示看板の更新を行うものであります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理料7,226万2千円、一般廃棄物・浄化槽清掃業者許可証交付手数料16万8千円、資源物売払収入877万3千円で、合わせて8,120万3千円であります。

3-14ページをお願いします。14事業、廃棄物減量化対策費であります。

次世代に豊かな環境を残していくために、市民、事業者、行政が協働し、これまでのライフスタイルの転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進する経費であります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料 3, 803 万 8 千円であります。

3-15 ページをお願いします。15 事業、粗大ごみ処理対策費であります。

家庭から出る粗大ごみを計画的に収集し、公衆衛生の保全と廃棄物の適正処理を実現するための経費であります。特定財源は、その他の粗大ごみ処理手数料 76 万 5 千円あります。

3-16 ページをお願いいたします。17 事業、一般廃棄物最終処分場廃止調査事業費であります。埋立が完了した市内 7 箇所の一般廃棄物最終処分場について、適正に廃止することにより最終処分場周辺の生活環境を保全するもので、26 年度に基礎調査を行い、27 年度では、廃止に向けた年次計画を策定する経費であります。

また、今後廃止事業の立案のためにも必要な水質検査を行うものであります。

3-17 ページをお願いします。19 事業、NOレジ袋推進事業費であります。

ごみの減量化による地球温暖化対策の一環として、身近な生活の中で取り組みやすい買い物時のマイバッグを持参し、レジ袋の削減を推進するものであります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料 29 万円あります。

3-18 ページをお願いします。61 事業、ごみ集積所設置補助金であります。

ごみ集積所の未設置箇所への新設、老朽化したごみ集積所の建て替え及び補修を行うことにより、公衆衛生の保全及び計画収集業務の円滑化を図るものであります。新設・建替の場合は、2分の1以内で限度額 5 万円、補修の場合は 3 万円以上の事業費に対して事業費の 2分の1以内で限度額 3 万円を補助するものであります。

3-20 ページをお願いします。8 款 2 項 8 目 10 事業、通学路グリーンベルト設置事業費、債務負担行為分であります。8 款 2 項 8 目 7 事業の通学路グリーンベルト設置事業費から債務負担の設定により事業科目変更となっております。

27 年度は、3 小学校、3 中学校、3 高等学校についての通学路で、施工予定延長が 5, 852 m、外側線では 6, 573 m を予定しております。

次に A3 版の資料でございます。平成 27 年度当初予算概要、総務民生常任会、市民部をお願いいたします。環境交通安全課の所管事業について、追加の説明とさせていただきます。1 ページをご覧ください。No.2 になりますが、2 款 1 項 5 目 50 事業、交通安全

対策費負担金については、大仙市と美郷町で構成する大仙地区交通指導隊連合会負担金であります。

No.4の70事業、交通安全推進集経費については、10月22日に太田地域で開催する経費であり、交通安全パレード、推進集会を開催するものであります。交通安全と防犯・防災・青少年健全育成の連携が図られてきておりますので、今年度からは安全安心まちづくり推進大会と同日開催としての実施を予定しており、太田文化プラザまでのパレードのうち、推進集会として表彰やセレモニー、講演等を行うこととしております。

No.6、3款1項1目14事業、安全安心まちづくり事業費は、今年度から大仙市安全安心集会和名称を改め、パレードを行う交通安全推進集会和融合させ、同日の10月22日に太田地域での開催とし、防犯、防災、青少年健全育成、交通安全を集約した集会和としての実施を予定しております。

No.7、50事業、社会福祉総務費負担金のうち、環境交通安全課所管分の負担金は、秋田県被害者支援センター負担金であります。

No.9、4款1項7目10事業、環境衛生費事務費については、環境審議員報酬のほか、狂犬病予防注射通知葉書代など、環境衛生及び狂犬病予防対策に係る事務費であります。特定財源はその他の狂犬病予防注射済み票交付手数料65万1千円であります。

No.10、11事業、自主防災事業費は、町内会や衛生活動団体等が地域に応じた衛生対策として、散布する防疫薬剤の一部を支給するものであります。

No.11、12事業、公害対策費は、河川等への油流出事故対応など、水質汚濁防止対策を行うとともに、生活環境の保全のため、河川水質、道路騒音、酸性雪、臭気の状態を調査、測定するものであります。特定財源は、国県支出金の衛生公害関係移譲事務交付金80万2千円あります。

No.13、14事業、狂犬病予防対策費は、狂犬病予防法に基づき、犬の登録事務や予防、注射済み票の交付を行い、狂犬病を予防するとともに、犬の飼い方のマナー向上を図る経費であります。特定財源はその他の犬登録手数料28万6千円と、狂犬病予防注射済み票交付手数料27万2千円の計55万8千円あります。

2ページをお願いいたします。No.14、50事業、環境衛生費負担金は秋田県都市環境問題連絡協議会負担金、雄物川水系水質汚濁連絡協議会負担金、東北都市環境問題対策協議会負担金等への負担金であります。

No.15、51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金は、4,076万7千円で、広域市町村圏組合で管理運営する北部、中央、南部斎場の管理運営費の大仙市負担分であります。

No.16、52事業、大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場改築事業費負担金は、2,737万6千円となっています。特定財源は、市債の保健衛生債・中央斎場移転改築事業債の2,730万円であります。

No.20、4款1項10目10事業、墓地公園管理費については、公営墓地の機能と景観を維持するための委託料及び修繕料等の経費となっております。特定財源は、その他の墓地公園永代使用料111万9千円、墓地管理手数料424万7千円、墓地使用許可証再交付・名義変更手数料3千円の合わせて536万9千円であります。

No.22、4款1項11目10事業、斎場管理費について、西仙北火葬場は、昭和37年に開設され、老朽化が進んでおり、広域組合で運営する新しい火葬場、新中央斎場の移転改築にあわせ、廃止とするものであります。4月1日廃止後の解体に向けた実施設計及びダイオキシン・アスベスト調査業務委託料などとなっております。

No.23、4款2項1目10事業、清掃総務費は廃棄物減量等推進審議会経費及び清掃事業費全般に関する事務経費となっております。

3ページをお願いいたします。

No.31、50事業、清掃総務費負担金については、全国、秋田県の清掃会議等への負担金となっております。

No.32、51事業、大仙美郷環境事業組合負担金については、大仙美郷環境事業組合に対するごみ、し尿処理施設の運営建設及び起債償還に係る負担金であります。負担割合は、平等割5%、人口割15%、利用率割80%となっております。

No.33、52事業、大仙美郷環境事業組合負担金、交付税算入分については、建設事業に係る起債償還分の交付税措置されている額を、大仙美郷環境事業組合に負担するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

大野委員。

○委員（大野忠夫） （聞き取り不可能） 入る訳だけれども、資料を事前配布されて感じたことを一つお願いしたいと思います。特定財源の話ですけれども、例えば今、盛んに言われた一般廃棄物の処理手数料という、こういうものについては今年度は、何々になんぼ、とかと説明しているんだけど、こういうのはとにかく表にして、資料でパッと配布してもらうことはできねものだがな。なかなかこれ探していけば、あれこれば（聞き取り不可能）、できればこндаけ手数料があって、こういうことを活用して、そういう環境のことをやっているんだよという、一目でわかるというのは、市民の側も非常に良い参考になるとと思いますので、そのことを一つお願いしたいなということです。

あとは太陽光発電また各学校の計画が出ている訳ですけれども、これまでに、学校関係だとか、そういう公的なところで、活用した代替エネルギーの関係について、管理の方、要はその何と言うかな、関係は、各担当、学校だとか、そういう所の管理だとか、そういうものは、非常にうまく行っているものだし、それとも何かここは少し非常に難儀だなというようなことなどがあるものだし、あったら一つお知らせ願いたいというふうに思います。

あとは私あの、毎日ウォーキングしている訳ですけれども、この環境衛生の分で、狂犬病だとか、犬の関わりについて非常に、何と言いますか、この、飼っている方に対しては、考えた対策をやっている訳ですけれども、これに応える、その飼い主のことも非常に気にかかる訳です。今年は特に雪が少なくて、助かった訳ですけれども、大きい道路はもちろんなかなか、犬も散歩に連れて歩くのも大変だと思いますけれども、歩道にあまりにも散らかっていて、各町内によっては、そこに看板を、あれはどこで作ったかわかりませんが、立てて頑張っているところもあります。これというのは、狂犬病のその、注射したとか、あのことをやったとかといった時に、そういう飼い主に対して、これだけじゃなくて、ここもちゃんとやってくださいよという、指導など、できる、そういう体制などは出来ないものかなと、いうこお、この3つだけお聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） まず1つ目の特定財源について、少しわかりやすいような表を整理できないかというお話については、特定財源全体のことにも係るかも知れませんが、まず当課については特に複数の科目にまたがって充当しているケースがありますので、それについては別立てで用意できるようにさせて頂きたいと思います。

それから2つ目の太陽光の方の管理について、ということです。当初こちらの方で設置事業については、県の基金を使いながら実施しているところですが、建物に付随した施設ということで建物が移管されています。中学校等については、勿論、教育委員会あるいは管財というようなところに移管をされて行くことになりまして、今のところ、これまでの設置されてからの経緯としては、不具合等の状況の報告はされておらず、順調というふうに聞いております。

それから3つ目の狂犬病の予防接種時に、例えば飼い主のマナーですね、犬の糞等について、一体としてできないものかと、というようなことですが、具体的に狂犬病の注射についての対応が、動物病院等で接種できるようになってきていますので、そのような病院等でできる際に、呼びかけができるような工夫について、勿論、糞害等についての注意喚起は広報等でもしている訳ですけれども、それに準じるような所で、少しでも多くの方に、そのマナーをですね、呼びかけられるような、対応ができればというふうに思います。看板等についてのお話もありましたが、看板等の注意喚起等については当課の方で担当しているところがございます。現状がありますと、市民等から連絡を頂いて、こういうふうな状況だということであると、現場を確認して、それについて看板の設置が必要であるかどうか判断しながら、設置していると、というのが現状として対応させて頂いております。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） そういうことというのは細かいような話しですけれども、環境衛生だからやっぱり、観光をメインにしてこれから皆さんから来て頂くということになれば非常に気にかかる分（聞き取り不可能）。それである、犬といえども、やはり毎日の生活のパターンと言いますか、大体こちら辺に来ると、大体行きたいなとか、そういうのがあるんでないかと思えます。だから連れて歩いている飼い主は大体同じ所で、毎日同じ物を（聞き取り不可能）やっぱりかなり目立つものになってしまう。その辺はやっぱりマナーの問題だということで投げおかないで、ここできちんと、何て言うかな、ちゃんと、ペットを、病気にさせては行けない、嘔ませて相手に危害を加えてはいけなとかって、そういうことについては一生懸命、まずこれは法律かもしれぬけれども、やるんですけれども、このプラスの部分について、そういう時に強くですね、指導をやっぱりして頂かないと、街がきれいにならないんでないかなと、いうふうに思いますので、

一つよろしくお願ひしたいと思ひます。あの非常に立派な方たちが、一番大変なことをやっていますので、何とか一つよろしくお願ひしたいと。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございませんか。

秩父委員。

○委員（秩父博樹） ご説明ありがとうございます。

3-13 ページの所の、ごみ収集関係のところですけど、古布類について、まず目標を達成したということで、これについては今後も、周知、意識啓発図っていくということで、対応のほど、どうか今後ともよろしくお願ひしたいということと、あと、これに準じて、ごみの減量化ってずっと今後もテーマになっていくと思うんですけど、前に市民部長から見せて頂いた、生ごみの分別する機械だとかを見せて頂いたんですけど、あれは結構経費もかかるもので、大がかりなものだとも思ったんですけども、例えばですけど、うちのような田舎のところであれば、うちの野際なんかには生ごみ、山にして置くということも出来るんですけど、なかなか街中の方だと、結構難しいという部分もあると思うんです。今たまにエコマイスターさんかなんか来て、コンポストの説明会とかやっているみたいですけど、今後、そういうの、少しずつの普及しか、厳しいかなとは思いますが、生ごみの減量に対して、今後、想定されている取り組みというか、その辺今、考えれば、教えていただければと思ってでした。よろしくお願ひします。

○委員長（金谷道男） 部長。生ごみ対策についてということですか。

○市民部長（山谷勝志） 生ごみの減量をPRしている訳ですけども、取りあえず、まだ具体的ではございませんが、秋田大学の方に、水分を飛ばすような、機器の開発を地元の企業と連携してやれないか、ということでご相談をしている段階でございます。分別をして頂きまして、取りあえず水分を飛ばすと、いうふうな形で、安くできれば、全戸配布等も考えて、それからリサイクルと言いますか、例えば肥料等についての問題について考えていきたいなと思っております。いきなり、堆肥化というのが、いろいろ流通の問題とか、ありますし、今の焼却炉の問題もあります。そういうふうなこともいろいろ計算しながら、今後に向けては取りあえず、水分を切っていくというふうな部分で減量化を図りたいというふうに考えておりますので、すぐに物が出来るかということ、そこはまだこれからという所ですので、ご了承を願ひたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） いろいろ問題あって難しい課題かなと思うんですけど、対応の程、どうかよろしくお願ひしたいと思います。やっぱり水分一番含んでいるのが、やっぱり生ごみだと思いますので、今の焼却の一番妨げになっている部分かなとも思われますので、どうか今後とも、いろんなアイディアを出しながら対応の程、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） じゃ、いろいろと。

まず、交通指導隊と防犯指導隊というか、この方々、兼務しておられるというふうな方はいないのか、というふうなこと。それからあとはごみ問題で、一貫して私も生ごみの分別というふうなことを提起してきましたけれども、一般質問での答弁に、現在の焼却場の構造上、この無理だというふうな答弁があった訳ですけども、その無理なのは一体どこに無理があるのかと、いろいろ喋っていると結局、水を切るというふうなことは、していかなきゃいけないと、いうふうに言っているんですけど、いずれ分量そのものに、無理がある、分量を減らすことそのものに構造上の無理があるのか、それとも封緘施設というか、まず乾かす、そうした設備があるわけですけど、その乾燥設備というふうなところに水の無い、水の無いものだけを入れて、さらに乾かすというふうなこと自体の構造上の問題があるのか、いわゆる生ごみを入れないと、その封緘施設、設備の方がなかなか問題が生じてくるのか、この点ね、お聞かせ願ひたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） 最初の指導隊関連につきましては、交通指導隊あるいは防犯指導隊の兼任の方はおりません。

それから生ごみの問題で一般質問もありましたけれども、クリーンセンター建てる前に、どういう性質のごみが投げられて行くかというふうなものを調査して、それに合わせた焼却炉というふうなことで設計されまして建てられております。その中で、水分含有量を一定のこの範囲というふうなことで、設定して作られているということから、それに合わせたという部分でございます。ただそこで前後、余裕は一定の範囲で持っているというふうなことをクリーンセンターの方から聞いております。現段階では、水分含有量を1割程度は少なくなっても大丈夫ですというふうな話を伺っております。取りあえずは、そういうことで、水分を減らすことによって重量計算されますので、重要が減る

というふうなことで、そういうふうなほうこうでちょっと進めているという所でございます。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ、ごみ焼却場に出されるごみの4割は生ごみで、生ごみの6割は水と、6割以上かな、水というふうなことで、これ1割程度までは減らすとしても構造上問題無いと、いうふうな今の話しのようですけれど、さっき言った、秩父さんへの答弁で、水切りだとか、そういうふうなのをどんどん進めて、いわゆるなんぼでも水分の少ない生ごみというふうなもので、出すというふうなことで、そういったことを考えると、これが進めば、焼却場に出される生ごみの水分量は大幅に減るというふうなことが見込まれますので、喋っていることに少し矛盾を感じるんですよね。まあ、もともと、その水分を激減させた状態のごみだけを出すというふうなことが本来出来る施設だったのではないかなと私はずっと感じているわけです。確かに施設の構造の維持だとか何とかというふうなことでは、水分を冷ますのか何かわかんないけれども、そういうのは確かに必要なのでしょうけれども、生ごみ全体の水分量を減らした状態で、そういう方法も考えているという訳だから、そういう方法で出せることなのであれば、生ごみ自体を減らすと、いうふうなことも十分可能なものなのではないかなと思うわけですので、ちょっとこう、答弁にね、少し矛盾を感じているものですから、ちょっとそこら辺の。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） あの、燃やせるごみのうちの4割でそういうふうな話しでございまして、そのうちの6割近くが、その水分という話しでございまして、全てがという訳ではございません。今後、その水分関係を飛ばすにしても、いずれクリーンセンターも入れながら、どの程度までそういう水分を飛ばすことができれば、対応できるのか、ということ、いろいろ検討しながら、進めて行きたいというふうに考えておりますので、まるまる水分が無くなるという訳では無いと思いますので、そういうふうなところで、クリーンセンターの方と一緒に協議あるいは、大学の方でそういうふうな対応に出来るのかどうかというふうなことも含めて、検討を進めて行きたいなど、まるまる無くすということは、現段階では考えてはございませんので。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 大学で研究されている遠心分離器か何か、かけてバーと水を飛ばすのかどうか分からないんですけれど、その研究設備というふうなものが、一旦は焼却場

に生ごみを集めて全体をそうやって水を分離させて、全体の量を減らすというふうな考えのもとに研究されているものなのか、それとも各屋々にまた分離器みたいなものを渡して水切りを、各屋々にさせて、さらにきっちりさせるというふうなことでやろうと考えて、そこら辺の根本的は考え方というのは、どうなっているんですか。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） まだ具体的な所までは、話しは詰まっているところでは無く、大学側としては、全戸に配布しますかと、ただそれも低料金でできるようなものであればよろしいですけども、それが高額になるようであれば、進めるというふうには行けないと思いますので、その辺を、逆に高額になるとすれば逆に補助というふうなこともあるだろうし、具体的には、まだ大学との詰めというところまでは、行ってませんので、佐藤委員が指摘されているようなことも検討の材料に入れながら進めて行きたいというところですので、一つご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれにしても、まだ焼却場の方では、1割程度の水分の量を減らす、そういうふうなことは十分可能だと、いうふうなことで現在まず言っている訳ですから、やっぱりこれに向けての、いかにやっぱり減らそうかというふうなことで、具体的に、研究費用が何か高くて、出来た機械がさらに高くて、結局金が高けりゃ、この話しは進まないなんていうことになればね、おかしい問題だと思うんですよね。やっぱり現に十分、まだ1割程度減らす、そうしたことが可能だと、いうふうなことなのであれば、あとはその仙北市の方からの、ごみの搬入等のご相談なんかも来ているようだし、絶対量が増えると、いうふうなことなんかも考えますと、いかにしてやっぱり減らすかというふうなことを、現在の可能な時点で十分にもう、実際に検討に入っていく必要があると思うんですよ。そういう意味で特に集中した生ごみを畑だとか、そういったところで処理、まだでき無い、そうしたやっぱり町部の集中した人口密集地なんかをこう、モデルとしながら、今、やっぱり分別収集して、堆肥化に向けての検討に進めるといふ時期にもう来ていると私は思っていますので、是非進めていただきたいものだと、いうふうなことをお願いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） ということで、部長ある。

○市民部長（山谷勝志） 以前にもお話しましたが、広域化という、廃棄物の広域化というものも進めて県といろいろ協議を始めております。仙北市、それから美郷町と大仙市

というふうなことで、仙北市の方では最終処分場がまだかなり余裕があるというふうなこともありますので、モデル事業ができるのかどうかも含めまして、その中で検討させていただければと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、質疑の途中ですけれども、この際、暫時休憩したいと思います。

11時20分に再開したいと思います。

休憩（午前11時09分～午前11時18分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を行います。

質疑のある方、どうぞ。

部長、1件良いですか。

ごみの集積所、いつかも話しをしたんだのも、非常に幹線道路というか、道路上の集積所って、非常に誰でも自由に使ってくださいの訳しな。ルールを守って使ってください分にはまずどうってこと無いんだけど、非常にルールを守らない使い方をする訳。特に春先とかって結構多いんだしな。それで、私、自分の方の例なんなのも、朝付くんだしよ、何人かで。それを何回か繰り返せば、大夫、防げるように、時々やっていないと、戻る訳。ただその付いている時に、ただ立っているんでは、おめたち何だっていう話しになるんだよな。さっき集積所の看板やるっていうけれども、もしかして同時に、何か腕章とか、帽子とか、考えて貰われないかな。すればそれ持っていれば、正規にしゃべれるというか、うちの方は実はなぜか行政協力員が責任者だという自覚をしているので、私もときどき行ってやるんだのも、残ったやつ皆、2人してばらして、もう一回袋さ入れ直しして、正規なものにして、また出したりしてやっているんだのも、やっぱりそれをあまり通りだと、本当うちだけでは無い、通りにある集積所はほとんどやられている。地区外なんだよして、はっきり言って。別の袋が入っているから。エリア外の袋が入っているから、だから通勤途中に多分置いておくんだと思う。まずそれを考えて頂きたいなということです。何か目印になるもの。帽子とか腕章とか。1か所さ、1つとか2つとか。せば付いていて何か言えるのも、ただ立っていれば、こんどは喧嘩になる。付いていることも凄い脅しになって、置いて行けないで通り過ぎて行く人もいるんだ。大した良いことなんだ。だから多分よ地元の人では無いというふうに思う。名前は書いてい

ない、袋はでたらめ、出す曜日は関係無い、へでえのは全種類置いて行ったりする。この前は全種類置いてらっけ。燃える物、燃えない物、それから資源も何も袋さ入れてどんと。やー、うちの方は結構やられている。うん。だから地元の人ではないんだ多分。通りだから通りのところは大体目にあっているんだ。ダミーのカメラをやるって言う話もしましたのも、結構それ太田ではよ、それで目にあっている箇所は何カ所かある。だから是非。

ということでそれを考えていただければと。お願いします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 一つだけ。ごみの旧市町村、合併前の各町村でそれぞれごみの処分場を設けて、何カ所かやってきた訳ですけれども、このことは何年か前にも話しをしたことがあります、最終処分場ということで、処理をする、いろんな基準があって今やっている、さっきの話しから行けば、そういうことなんだけれども、この各地域の処分場は何カ所かあったべども、これ全部処理終わったというのは何パーセントくらいあるもんだしか。

○委員長（金谷道男） 山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 旧処分場は、全部、終わっています。ただ終わっていると言いながら、廃止というところまでは行っていなくて、その為に、廃止をする為に、今、委託して、これからどれくらいかかって、どこを先にやるかとか、そういう計画を27年度に、策定していくという所です。なので埋める場所は旧の所では1箇所もございません。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 全部終わったと、法律上から行けば全部終わったと、それでまたその後、しっかりした整理をするということを今言われたと思うんだけれども、今回のこの資料の中に、まだ地域によっては、何と言うんですか、何々が流れているから、例えば良く言われるダイオキシンだとか、そういった部類の、要するに引っかかるものがあるから、今処理しようということで、今やっている予算付いているのは。何かそういうこと2箇所、今言ったカメラの関係だとか、もう話しもでていたけれども、この不法投棄に対するカメラとか、あれは年次計画でこうやっている、すればカメラっていうのは、1回付けると、何年間そのまま使っていくのか、あと1年やって、そのやつ持って、別さやるのか、その辺は何たものだしか。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 不法投棄の監視カメラにつきましては、各支所と相談しまして、1年ごとに、設置箇所を変えている現状でございます。26年度については太田地域、希望の箇所がありまして、そこに設置をしたということです。毎年こう順次、地域を変えて、設置をしているということになっております。

○委員長（金谷道男） 最終処分場の管理の話し。

○委員（大野忠夫） 大曲だとか、それからどこだか、こういうものを処理するということで、やっているんだのも、そういう処理するという、まだそういうことがあるということだんしか。さっき出来たという話だのも。ちょっと話しが合わねねが。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 旧市町村で設置いたしました最終処分場については、大仙市内に7箇所あるところでございます。その7箇所のうちの、大曲とそれから中仙の最終処分場については、まだ水の管理等をする必要がありまして、それが水処理施設の機械等も動いておりまして、機械を動かしながら維持管理している状態と、新しい処分場として、新しい投棄物は処分して行かない、埋め立てをして行かないんですけれども、埋め立てした後の安定するまでの一定期間、5年以上の安定化した部分が必要だというような基準になっておりますので、埋め立てが終えてから、最終的に廃止に至るまでの間は、一定管理をしていくということなのですが、その水の管理について必要になっている施設が、先ほど言いました大曲と中仙の2箇所の最終処分場であります。

それにつきましての項目が先ほど説明させて頂いた、廃棄物処理の管理経費ということで、工事等が予定されていると、というような説明をさせて頂いた2箇所ということになります。その他の5箇所については、そういう水処理等の施設がありませんので、今後、この調査7箇所の調査を26年度いたしましたので、その水処理等をしていく2箇所の、大曲、中仙、維持管理にお金がかかっていくわけですので、その辺を中心に優先順位を付けながら廃止できる、計画を26年度で7箇所調査をして、27年度に廃止に向けての順番ですとか、順位を付けながら、どういう形で廃止、最終的な廃止をしていくのかという、計画を27年度で立てたいと、というような流れになっていくものでございます。

○委員長（金谷道男） 良いしな。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） ついでなので、ちょっと自分でしっかり今確認さねで質問するのはおかしいのだけれども、最終処分場って、今まで各町村で使ってきた、ごみの集積所だとか、そういうところに管理をするために、立派な小屋を建てていたんだよな。それで畳を敷いてちゃんとして、ストーブも付いてあったものだから、そういう建物も全部しっかり処分して貰っているものだしかな。

俺はそういうことは非常に、あの、今の不法、何だ、青少年の対象になりうる、畳なんてちゃんと敷いているものだから、そういうところ俺今、ちょっとあれおかしいなって、（聞き取り不可能）。

○市民部長（山谷勝志） もしかして処分場のところさ建っていった管理棟とかだしかな。

それについては、神岡・・・。

○委員（大野忠夫） 神岡はちゃんと立派にあったんだ。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 神岡の最終処分場についての建物については勿論あるということでありましてけれども、人が常駐しているということはもうありませんし、入れないような、管理状態になっていると、というようなことでございます。

○委員（大野忠夫） しっかり出来上がったよというのはよ、やっぱりそこもよ、気を使ってよ、何さ使うものでね、何ともならない、悪いことさ使うんだあれ。やっぱりちゃんと、あったら早めに処分してもらって、しっかり綺麗にしてもらった方が良いじゃないですか。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 先ほど説明、少しさせて頂いた26年度で現状の調査を勿論させて頂いているところを、今、まとめて報告書になってくるところでございます。それを受けまして27年度以降、その建物についても勿論ですけれども、どのくらいの埋め立て、さらに埋め立てが必要なのかとか、そういうようなことも含めて今回、27年度で廃止に向けての計画の中で、検討していくこととなりますので、ご了解を頂きたいと思っております。

○委員長（金谷道男） 良いすな。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて環境交通安全課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、市民課の所管する予算の説明をお願いします。

田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算に係る市民課の事業について、ご説明いたします。予算概要4ページをお開き願います。

2款3項1目、10事業、戸籍住民基本台帳事務費の予算額は591万5千円で、内容としましては、市民の居住関係や身分関係を公証するための、住民基本台帳事務、戸籍事務等を適正・迅速に処理するための事務的経費であります。財源は、国庫支出金として、中長期在留者住居地届出等事務委託金17万7千円、県支出金として人口動態調査事務委託金9万円、及び電子署名認証業務関係移譲事務交付金3万8千円、その他戸籍手数料561万円を見込んでおります。

次に12事業、戸籍電算システム管理運営経費の予算額は14万2千円で、戸籍電算システムのプリンタ用トナーカートリッジの経費であります。財源は、戸籍手数料14万2千円を見込んでおります。

次に13事業、旅券発給事務費の予算額は31万4千円で、内容といたしましては、旅券事務にかかる消耗品費と交付用端末機保守料が主な経費となっております。財源は、県支出金として、市町村権限移譲推進交付金31万4千円を見込んでおります。

次に50事業、戸籍住民基本台帳費負担金の予算額は2万5千円で、内容としましては、県内市町村で構成する秋田県戸籍住民基本台帳事務協議会への負担金であります。

次に3款1項1目18事業、人権啓発活動費の予算額は117万7千円で、内容としましては、法務省の人権啓発活動地方委託事業による県の地域人権啓発活動活性化事業の一環として、平成19年度から実施しております人権の花運動に要する経費であります。この事業は、子供達がお互いに協力しながら花を育てることにより、命の大切さや相手への思いやりの心を育てるといった人権思想を身に付けることを目的としており、平成27年度も市内の全小学校21校で実施していただくもので、花の苗、プランター、肥料などの購入費用が主な経費となっております。財源は、県支出金として人権啓発活動費委託金117万6千円を見込んでおります。

次に50事業、社会福祉総務費負担金の予算額は29万2千円で、内容としましては、大曲人権擁護委員協議会への負担金であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの金額大したこと無いんだのも、この50事業のまだこれ大曲人権擁護委員会の協議会になっているんだ。大仙の人権擁護協議会では無いんだ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○市民課長（田口禎幸） 人権擁護委員につきましては、法務省管轄でありまして、法務局管内の人権擁護委員ということで、大曲法務局ということでの名称であります。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） それから人口割、たかが、微々たるじえんこだのも、いうまでこの平成23年の人口動態でこういった負担金あるんだ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○市民課長（田口禎幸） これは国勢調査の年の人口の割でやってますので、今年、27年度ですか、国勢調査がありますので、その際には変わってきます。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうだとすれば、3月31日の人口だしべ。だとすればだで、10月1日でねっかがあれ。

人口調査するときには10月1日でねけがって言ったんだ。

3月31日の人口で無く、10月1日の人口なべって今言ってらんだ。何ただしか。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○市民課長（田口禎幸） 10月1日でしたので、訂正して申し上げます。お詫び申し上げます。

○委員（鎌田正） もう一回言うのも、この大曲の法務局だと言えればそれまでだかも知れないのも、それまでなのもだで、今これ合併してよ、我々大仙市として今10周年記念もやろうとしている時代に、まだ大曲の人権擁護委員って、せば、大仙って何も出てこないんだが、将来とも。課長も言えねべのも、法務局だと言えれば、それになっちゃうんだのも、俺、こんたごと、こんたやつきちんとよ、したがる、こんた時、こんた声があ

ったということを法務局さ何かの機会に、きちんとあんだ方が、俺だが一人ひとり行ってよ、法務局さ言って、大仙にせなんて俺は言えね、言えるものではねったって、あんだがたがこういう声があるから何ただしかって、言うべきでねがっていうやつだ俺は。

別にこれ明日に直せとかって言っている意味では無くて、機会を見てよ、合併して10年もなったんだから、大仙の法務局にしたら如何ですかって、言うべきでねがって言うやつだ。

○委員長（金谷道男） 山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 国の機関でありますので、その辺、法務局さんの方へ行って、ちょっとお伺いしてからでないと、回答は出来ないと思いますので、お伺いしに行ってきたいと……。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 別に明日行けとか、明後日行けとかって言っているつもりは無いけれども、機会を見てよ、そういう要望を出しても良いんでないのかっていう、皆さん大仙警察署で大仙警察署になったや。これは県で決めることだから、そうなったかも知れねども、皆さんそうやって今、常日頃よ、大仙10年もなって、地域の声を平等に醸成していかなければならない時代に、まだ大曲さこだわってるのかって俺は、こんたごと、例えば花火だって、大曲の花火で市の特定のあれだから、まさか大仙の花火なんて俺は言う気も無いんだのも、こういった施設なんてきちきちと、おやしたがら、今言ったように国の施設だから直ぐよ、直せと言ったって、簡単に直るものでねども、そういった要望を出しても良いのではないのかということだ。

○委員長（金谷道男） 山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 大曲法務局管内は横手も入ってますし、美郷も入っています。その辺、どう出来るのか、ご相談してみたいと思います。要望させていただきます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

課長、俺一つ要望ある。今人口減少だどって凄いみんな気にしているんしよな。でよ、各地域、8つの地域、これからそれぞれ作戦立てていかなければ駄目だと思うんだのも、その8つの地域で、やっぱりその地域で生まれた人、死んだ人の数、それからそこから出て行った人、入って来た人の数、で、どっから入ってきたのか、それからどごさ出て行ったのか、例えば県内、県外、市外移動、そういうデータって、物を考えるときに凄く大事なんだと思うんしよ。そのデータ、実はわかっているかも知れねども、この前ち

よっと欲しくて、ちょっといろいろ問い合わせしたのも、結構難しかったんだしな、答えを出すのが。ああいうデータって言うのは、非常に大事なもので、日常業務の中でできる話しだべがら、是非、その支所で、それをこう把握しておくようなこと、毎日の届出の整理だけでできると思うので、それを是非、毎年の動き、是非やっておいて頂ければ、いろいろ考える時に、役にたつなど、実は思ったので、何とかそういう方向で、検討してみてください。難しいんしかな。

○市民課長（田口禎幸） 今の委員長の質問については、日常業務の中で、データ処理の問題だと思うので、それはできると思います。

特定の人を見るのでは無くて、他町村だとか、県外だとか、というようなことはできません。

○委員長（金谷道男） 個人の問題ではねえぞ。個人を追跡してくださいということでは無いので、間違わないでけれな。数の問題、数字。

○市民課長（田口禎幸） 転入も県内、県外のデータはできます。

○委員長（金谷道男） 数字が欲しいという話しだ。

○委員（鎌田正） これは要望になるんだのも、実はこれは本庁では市民課、市民部市民課ということで、こうやってこうゆう予算はこれはこれで良いんだのも、支所さ行けば、市民サービス課と称して、消防のこともやらねば、勿論、当然、これもやっているんだのも、消防のこともやらねばできね、防災もやらねばできね、あれもやればできね、これもやらねばって、多気に渡っているわぎよ。で、市民部、簡単に言えば市民部のこともあれば、総務部のこともあるし、サービス課としては非常に広範囲に事務の窓口があるんだよ。そして一番最近俺感じているのは、本庁から例えば自治会長どごさ、例えばだで、一例を挙げても良い。例えば防災、ここはちょっとここの担当で無いからあれだのも、例えば防災の関係で、自治会長さ連絡入るわけしよ。詳細については、支所の担当部所さ、問い合わせてくださいと、こう来るんだよ。して問い合わせて行けば、おや何も本庁からきてねと言うんだよな。今、一例をあげて喋ったのも、したがら、これからは今言ったように市民サービス課の、支所の市民サービス課の窓口は広くて大変だけれども、やっぱり市民部でも、特に市民部の部だべがら、きちっとよ、本庁と支所の連絡を密にして貰いたいし、何か本庁で発送した書類あっても、市民サービス課でもわかるような、きちっと連絡を密にして貰いたい、これがまず一つ要望だしな。あまりにもその市民サービス課が結局、窓口になって怒られるのは市民サービス課で、知らな

い間に、地元の市民課で何だど、おめだ駄目でねがって、逆に怒られているし、何もわからねえじ怒られている、度々あるからまず少なくとも市民部の部については、昨日は総務部だったのも、総務部さも言えばよかったのも、特に今の市民課で、こう気がついて思ってたのも、きちっとその連絡だけは、密にして貰いたいなど、これは要望だし。

○委員長（金谷道男）　ということで、部長、良いしな。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　人権啓発活動費ですけれども、この事業はプランターだとか、こういったところの啓発活動というふうなことで、わかっておりますけれども、人権に関わる問題発生事例というふうなものは、この間、どんな社会的な、問題なんかも出てきている中で、子ども、学校、そして家庭の中で、あるいはまた会社、何というかモラハラだの、いろんな言葉が飛び交うようになりましたけれども、こうした人権に関わる問題事例というふうなものが、このところ、増えているものなのか、そういったあたりは大仙市というか、その辺の事例などの報告、聞いている訳ではないかも知れませんが、傾向としてどういうふうに思ってたらしやるものなのか、ちょっとお聞かせいただければと。

○委員長（金谷道男）　田口課長。

○市民課長（田口禎幸）　人権のまず相談なんですけれども、やはりこの、人権擁護の関係の法務局の担当の方から聞いた事例ですけれども、事例というか件数なんですけれども、まず年々減って来ていますということでありました。減って来ていること自体は喜ばしいことだと、いうことなんです、その真相の深いところでは、相談できる環境がちゃんと整っているかどうかというところまで行けば、ちょっと、そこら辺はまだわからないということでしたので、まず、所管がまず法務局で主体で、市として関わっているところはございませんので、中身について、どのようになっているとか、ちょっとわかりませんが、そのような回答でございました。

○委員長（金谷道男）　佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　いずれ、社会的にはかなり深刻な事態が広がってきているというふうな、一般的な認識になってきているんですけれども、いわゆるそういう行政にそうした人権相談に来ないとか、あるいは通報が無いとか、隠しているとか、そうしたことにより、表に出る件数が減ってきているというふうな減少なのかなと思いますけれども、そ

ういったことが、もう少しオープンになれるような環境づくりのための啓発活動というふうなあたりでは、この花植え運動がどれだけ効果を、少しこの活動の内容に、そういう問題があるとすれば、少しこの啓発運動の在り方にも、若干方向性を、考えてみる時に来ているのかなど、何十年ってこの花運動やっているんですよね。その辺ちょっと、そういう方向性について、検討する機会では無いかということ、ちょっと加えさせていただきます。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○市民課長（田口禎幸） 先ほども申しましたけれども、平成19年度からやっている事業でありまして、人権の花運動については小学生を対象にやっているというところでありまして、その他諸々の人権関係の事業については、男女共同参画の方で、いろいろとやってはおります。市としては、そうです。相談や人権の擁護の先生の活動なんかは、法務局が主体でやっていますので、そこら辺はこちらの方からも、そういう啓発活動とか、そういうのは広めていくように要望して参りたいと思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて市民課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、国保年金課の所管する予算の説明をお願いします。

佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算のうち、国保年金課所管分についてご説明いたします。

当初予算概要の6ページをお開き願います。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、6億3,683万3千円につきましては、職員人件費事務費のほか、法定基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援繰出金5億6,683万3千円と国保運営安定化計画に沿った基準外繰出金7千万円であります。

次に、8目10事業、医療給付費事務費552万7千円につきましては、郵便料等一般事務経費、福祉医療費システムの保守料、及び27年度から拡充する中学生の通院費助成に伴うシステム改修費のほか、システムサーバーのリース料等であります。

同じく 11 事業、審査支払手数料 1,493 万 6 千円は、福祉医療費助成に係わる審査支払手数料であります。

同じく 80 事業、医療給付扶助費につきましては、主な事業の説明書の 3-5 ページをお開き願います。事業名が医療給付扶助費 7 億 4 9 0 万円であります。事業の概要ですが、これまでの県の補助事業を拡充しての実施に、市の重点施策の一つである子育て世帯に対する支援策を充実させるため、平成 27 年 8 月診療分から、新たに中学生の通院自己負担の助成も対象に加え予算計上しております。

乳幼児・小学生、ひとり親家庭の児童、障がい（児）者、中学生の入院の助成額につきましては、これまでの実績から積算をしております。中学生の通院費につきましては実績がございませんので、国保に加入している中学生の通院費の状況から、年間一人当たり 1 万 9,323 円、27 年度は 6 ヶ月分でありますので、この 2 分 1、9,661 円と見込み 1,551 万 7 千円を計上しております。

全体の対象者は 1 万 3 千 9 1 8 人、予算額は 7 億 4 9 0 万円と見込んでおります。このほか、特定疾患・小児慢性特定疾患は、40 件と見込み計上しております。尚、このうち、県補助額は、補助対象額の 50%、3 億 1,768 万円であります。

申し訳ございませんが、もう一度、予算概要に戻っていただきたいと思っております。

No.5 になります。3 款 4 項 1 目 10 事業、国民年金費事務費 5 8 万 2 千円につきましては、国民年金事務の消耗品、郵便料等の一般事務費であります。

次の 4 款 1 項 6 目 9 3 事業、旧老人保健費 4 万 8 千円は、老人保健制度廃止に伴う、経過措置による請求遅れや過誤調整等に係わる返還金見込み額であります。

次の、96 事業、旧太田国民健康保険診療所・歯科診療所費、1 万円につきましては、施設廃止に伴い、保険請求等の過誤により、返還金が発生した場合の存値項目であります。

1 4 目 1 2 事業、後期高齢者保健事業費 2 9 4 万 4 千円は、後期高齢者の人間ドック検診費の助成を行うもので、日帰り、一泊合わせて 2 2 0 人と見込み予算計上しております。

次の 50 事業、後期高齢者医療費等負担金 9 億 3,189 万 6 千円につきましては、秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金で、事務費と医療給付費の 1 2 分の 1 を負担するものであります。

同じく90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金3億3,626万4千円は、職員3名分の人件費と事務費3,294万5千円のほか、広域連合で決定する低所得者の保険料軽減相当分を保険基盤安定負担金分として3億331万9千円を繰出しするものであります。尚、保険基盤安定負担金分の財源は、4分の3が県負担、残り4分の1が市の負担であります。

以上が国保年金課所管の説明であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 中学生の医療費の無料化、良かったですね。

ちょっと反対することではありませんけれども、ただちょっと本当にこれが妥当な策なのかというようなことで、私はいつも感じているのは、その後期高齢者の人間ドックの助成の件ですけれども、220人ほどが受けられると、いうふうなことですが、本来、人間ドックというのは、健康な方々が、症状も無いし、定期通院もしている訳でも無い、そういう方々がやっぱり自分の健康状態が本当に良いのかどうかというのを見定める為の健診事業なのであって、後期高齢者の方々の多くが病院に定期通院されたり、定期的に内服されているというふうなことなどあると思いますので、そういった面で一定、後期高齢者人間ドックの健診費用の助成という対象は、そうした条件を通院を、定期的な通院もしていなければ、薬治療、受けて無いというような、そういう方々を対象にすべきではないのかと、いうふうなことを思っている訳ですが、この予算の実態は、どんなものなんでしょうか。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 確かに、実際、治療を行っていてもドックを受けられる方はたくさんいると思います。まず治療されている方とドック受診者の調査をして突き合わせたことは無いんですけれども、後期高齢の方ですので、治療はされていると思いますけれども、やはり自己管理ということで、実際に治療を行っているほかの面も気になるという方もお出でになると思いますので、そこら辺のことを考えますと、続けていた方が良いのではないかと考えています。これも国の方で、後期高齢医療の制度の中で、保健医療として取り組んでいる施策の一つでありますので、ご理解頂ければと思います。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 大概、定期通院されている方々、高血圧、あるいは心臓が悪い、あるいは胃の調子が悪いとかで、ずっと通ってらっしゃる方々、これは病院では大概、定期的に1年に1回とか、全身の検査をやったりとかっていうことで、管理されているのが殆どだと思います。なぜ私これちょっと疑問に思うのかということ、やっぱりこの後期高齢の方々は、本当にドックという、その意味に相応しい助成費にすべきだというふうに私は思っているものですから、まず1点はその点。それから、この後期高齢者の保健事業においても、負担金という、支援金分から納める負担金というふうなものから配分されているものではないのかという点、ちょっとその辺を確認したいと思います。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 健診費用に関しましては、全て広域連合からの補助金で賄ってまして、まず広域連合の方では、国からの調整交付金の方で、特定財源として歳入なるものですので。保健医療については、この健診としては関わって無いです。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

常にそういう疑問を持っているものですから、少し、健診活動は大いに結構ですけれども、ドックとしての助成制度、この後期高齢者の助成費、対象をやっぱりしっかりと健康な方々を対象にしたものにすべきだなというふうなのを、ちょっと最後に付け加えておきたいと思います。あとは良いです。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） はい、無いようですので、これにて国保年金課に関する質疑を結びたいします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。

休憩（午後12時01分～午後12時58分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消費生活相談室の所管する予算の説明をお願いします。西村次長。

○次長兼消費生活相談室長（西村とも子） 議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算のうち、消費生活相談室所管に係る歳出の内容について、ご説明いたします。

A3の予算概要の5ページ、主な事業説明書は3-19ページをご覧ください。

7款1項5目12事業の消費生活相談対策事業費559万8千円でございます。

事業の目的としましては、国の消費者行政推進交付金を活用し、複雑化する消費者問題に対応する相談窓口の機能強化と被害の未然防止の消費者教育、啓発活動の充実、強化を目的とするものであります。

主な事業の概要について、でございますが、人件費376万6千円は、相談対応には、専門的な知識、経験等が求められるため、消費生活相談員2名の継続雇用の人件費でございます。旅費62万4千円は、専門的知識を習得する国民生活等が実施する専門研修受講の相談員、職員の旅費でございます。

報酬36万6千円は、行政と地域とのパイプ役として、出前講座や地域への情報提供、啓発活動等に取り組んでいただいている消費生活推進員12名の活動報酬でございます。

報償費の22万円は、年5回開催する、弁護士無料相談会の弁護士への報酬等でございます。消耗品費10万4千円は、出前講座や街頭PR等の啓発活動において配布いたしますチラシやポケットティッシュなどの経費でございます。広告料の14万3千円は、新たに開局するFMはなびを活用し、緊急の注意喚起や情報提供などの伝達、消費者啓発を行うための経費でございます。

参考までに平成23年度からの相談件数を載せてございますのでご覧ください

年々、増加傾向となっております。ほとんどの相談が直通電話に寄せられておりますので相談窓口の周知、相談体制の充実が図られてきていると考えております。

枠内の平成26年度の主な相談内容をご覧ください。

通信機器の急激な普及による、若い世代のインターネットや携帯電話、スマートフォンなどを利用した架空請求や、ネット通販トラブル、電話勧誘によるプロバイダー契約などの相談が57件と相談の約3割を占めております。

次いで、土地や住宅のリフォーム等の相談が30件で、学習教材や車、テレビ等の教養、娯楽、趣味などの相談が26件と上位を占めております。

また、高齢者の被害も深刻化しておりまして、未公開株や社債などの儲け話や息子や孫を語ってお金を騙し取る特殊詐欺の被害が後を絶たず、大仙市では12月から高齢者

の方々を対象に特殊詐欺等電話撃退装置の貸し出し事業を大仙警察署と連携して行っております。現在、23台設置済みで、引き続き、有効活用に努めて参ります

本事業の財源につきましては、地方消費者行政推進交付金522万6千円と一般財源37万2千円を見込んでございます

次に、A3の予算概要の5ページをご覧ください。

7款1項5目50事業、秋田県消費者行政協議会負担金1万6千円は、秋田県及び東北都市消費者行政職員の研修等を目的とした協議会負担金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議、いただきますようお願い申し上げます

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて消費生活相談室に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、平成27年度大仙市一般会計予算のうち、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

【議案第50号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第50号、平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第50号、平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

主な事業の説明書は、3-21、3-22ページとなっております。

平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,274万9千円とするものであります。

前年度より、12億2,652万1千円の増となっておりますが、国保事業の広域化のため、県内市町村の税率の平準化を目的とした事業である、保険財政共同安定化事業の改正があり、現在、1件30万円以上の医療費を対象として、県内市町村で調整して

おりますが、平成27年度からは、対象額が1円以上に拡大となることから、全体予算額が増となったものであります。

予算内容につきましては、予算概要の7ページ、8ページでご説明させていただきます。

初めに、7ページの歳入でございます。1款、国民健康保険税は、税率を現行税率とし、課税所得額を米価が下がったことなどから、平成26年11月末現在から約14億5千万円、率にして12.14%の減とし、被保険者数は一般、退職合わせて22,264人、世帯数は12,715世帯と見込み、一般被保険者分国民健康保険税に17億2,056万5千円、退職被保険者等分国民健康保険税に1億5,236万7千円を計上しております。

2款、使用料及び手数料は121万1千円の計上で、督促手数料であります。

3款、国庫支出金は22億9,043万8千円の計上であります。内訳であります、療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金の32%相当分が交付されるもので15億1,635万3千円を計上しております。

高額医療費共同事業負担金は、歳出7款の高額医療費共同事業拠出金の4分の1が交付されるもので7,207万4千円を計上しております、

次の特定健康審査等負担金は、特定健診費用基準額の3分の1が交付されるもので、1,020万6千円を計上しております。

普通調整交付金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金の9%相当額と財政調整額等が交付されるもので、6億3,180万5千円を計上。特別調整交付金は、経営姿勢評価等により交付されるもので6千万円を計上しております。

4款、療養給付費交付金は、退職被保険者の保険給付費等に対して支払基金から交付されるもので、4億8,494万2千円を計上しております。

5款、前期高齢者交付金は、22億998万3千円で、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合により保険者間で調整され、支払基金から交付されるもので、国の積算シートにより見込み計上をしております。

6款、県支出金は、6億7,085万6千円の計上であります。内訳であります、福祉医療基盤強化補助金は2,083万5千円で、福祉医療に係わる国保会計への影響緩和のため助成されるものであります。高額医療費共同事業負担金は、国と同様に交付されるもので、7,207万4千円を計上しております。

次の特定健康診査等負担金も国と同様に交付されるもので、1,020万6千円を計上しております。

都道府県調整交付金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金の9%相当額と財政調整額等が交付されるもので、5億6,774万1千円を計上しております。

7款、共同事業交付金は、29億5,007万9千円であります。うち高額医療費共同事業交付金は、80万円を越える高額な医療費に対して、県内市町村で調整され交付されるもので、過去の実績を勘案し、2億7,088万3千円を計上しております。

保険財政共同安定化事業交付金につきましても、県内市町村で調整され交付されるものでありますが、冒頭でもご説明いたしました、平成27年度からは対象医療費が30万円以上から1円以上に拡大となることから、大幅な増となっております。県資料を基に積算し、26億7,919万6千円を計上しております。

8款、財産収入は、財政調整基金利子の存置項目千円であります。

9款、繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、保険給付費への充当のため、1億5千万円を計上しております。保険基盤安定繰入金は、3億6,679万4千円で、低所得者の国保税、7割、5割、2割軽減分等を一般会計から繰り入れするものであります。尚、この4分の3は、国・県から負担金として交付され、4分の1は、交付税措置されるものであります。次の職員給与費等繰入金は、9,117万円であります。出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金の3分の2を繰り入れするもので、1,960万円あります。

財政安定化支援繰入金は、8,926万9千円で、国より国保財政安定化のため交付税措置されたものを繰り入れするものであります。

10款、繰越金は2千万円で、平成26年度決算の剰余金見込み額を計上しております。

11款、諸収入は、547万4千円で、国保税の延滞金、交通事故による賠償金、返納金等の見込み額を計上しております。

次の8ページをお願いいたします。

歳出であります。1款、総務費は1億370万9千円あります。主な内訳は、職員8名分の人件費、5,623万7千円。管理事務費は、2,609万3千円で、国保連合会への電算処理委託料及び事務費負担金等であります。

医療費適正化特別対策事業費は、レセプト点検職員1名分の賃金、レセプト二次点検委託料等で、505万8千円であります。

賦課徴収費は、1,574万6千円で、納税通知書の印刷費、嘱託徴収員賃金等であります。

滞納処分費、33万4千円は、滞納処分に係わる印刷費、手数料等であります。

運営協議会費、24万1千円は、国保運営協議会委員の委員報酬であります。

2款、保険給付費につきましては、療養給付費等の年間1人当たりの伸び率を、過去4年間の伸び率の平均とし、一般被保険者の70歳未満を3.71%、70歳以上をマイナス0.29%、退職被保険者等は2.62%と見込み積算しまして、一般療養給付費に49億4,008万8千円、一般療養費4,964万9千円、退職療養給付費に3億8,731万2千円、退職療養費に327万5千円を計上しております。

審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト内容審査手数料2,279万円を計上しております。

一般分高額療養費は、過去の実績から伸び率を見込み6億3,794万2千円を計上しております。

退職分高額療養費につきましても、過去の実績を勘案し5,696万6千円を計上しております。

次の一般分高額介護合算療養費は40万円、退職分高額介護合算療養費は1万円を計上しております。

出産育児一時金は、1件42万円の70件分、2,940万円。次の出産育児一時金支払事務手数料は、1件210円の70件分、1万5千円を計上しております。

葬祭費は、1件5万円の170件分、850万円を計上しております。

次の、一般移送費及び退職移送費は、前年度同額、それぞれ10万円を計上しております。

3款、後期高齢者支援金は、12億782万5千円で、後期高齢者医療制度における医療費の4割に相当する額を納付するもので、国の積算シートにより計上しております。

次の後期高齢者事務費拠出金は8万4千円を計上しております。

4款、前期高齢者納付金は50万6千円で、前期高齢者の医療費を保険者間で調整するための納付金であります。

次の、前期高齢者関係事務費拠出金は、8万7千円の計上であります。

5 款、老人保健医療費拠出金は、存置項目として千円を、老人保健事務費拠出金は、精算事務の拠出金として6万8千円を計上しております。

6 款、介護納付金は、国の積算シートにより、5億4,853万4千円を計上しております。

7 款、共同事業拠出金の内、高額共同事業拠出金は、国保連合会での積算により、2億8,829万9千円計上しております。

次の、共同事業拠出金1万円は、退職者医療該当者把握のための、年金受給者リスト作成委託料であります。

保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会での積算により、28億2,139万8千円を計上しております。

歳入でもご説明いたしましたが、27年度からは改正により1円以上の医療費が対象となることから歳出につきましても大幅な増となっております。

尚、今回の改正によりまして、交付金、拠出金とも大幅な増となっておりますが、差引額は改正前とほとんど変わりありませんので、大仙市にとって負担が増えるような影響はございません。

次の高額共同事業事務拠出金61万7千円と、保険財政共同安定化事業事務費拠出金20万4千円は、国保連合会への事務費であります。

8 款、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は、特定健診委託料7,000人分、5,599万7千円を計上しております。

保健事業費は、人間ドック助成及びジェネリック医薬品差額通知作成委託料等で、2,170万5千円を計上しております。

9 款、公債費は、一時借入金利子で、5万6千円の計上であります。

10 款、諸支出金は、国保税過年度還付金、710万円、返戻金は存置項目として千円の計上であります。

11 款、基金積立金は、一般会計からの基準外繰入金と基金の預金利子合わせて、7千万1千円を財政調整基金に積立てするものであります。

12 款、予備費は、緊急な医療費の増、又は、国庫負担金等の返還に備えるため、3千万円を計上しております。

以上が、平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算の説明であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一般質問でも国保税の引き下げについて、まず要望したところでありましたけれども、ちょっと予算との関係でちょっとお聞きしたいと思います。

実は介護保険の第6期保険料の算定において65歳以上の高齢者が納める、保険料がいわゆる介護費用のうちの65歳の方々が納める1号保険料で負担する分が21%から22%に増えて、2号保険者の負担分がその分、1%減ったような、そうした構成になった訳であります。そういう意味で、各保険者、国保への介護納付金分というふうなものが、介護納付金というふうなところでの税率を少しでも下げる方向に作用しないものかどうか、できないものかどうかというあたりのところをどのようにお考えか。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） ただ今のお話の通り、介護保険の国保の分に関しては、40歳から64歳までの方の、介護の保険料を、国民健康保険税の介護分として納めて頂いております。27年度の概算での介護納付金といいますのが、歳出の6款になりますけれども、6款の27年度当初予算が5億4,853万4千円、26年度が6億2,442万7千円で、差し引きで7,589万円、減になっております。これは前年度の精算も含まれておりますけれども、明らかに介護納付金の納める額は少なくなっております。本当であれば、介護納付金分の税と言いますのは、この金額から算定するんですけども、今、大仙市の場合は、基準外繰り入れを行ってございまして、全体的な税の負担を落としていますので、医療分、後期高齢者支援金分、介護分という税金が3つに分かれていますけれども、個々に税金の需要額というのは求めていませんので、全体的に押さえているという感じでやっておりますので、今、この引き上げの分として、介護保険の部分だけを税金を引き上げるという考えはございません。

○委員長（金谷道男） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 因みに、今、国保での介護納付金分が税率、所得割で2.何パーセントとか、そんなふうになってましたけれども、もし、何と言うか、介護保険での、65歳、1号保険者の負担が1%上がったというふうなことで、2号保険者の負担分が1%下がったというふうなことで、割り出した、その、割り出せば、どれぐらいの金額になるか、計算したことねすべ。まず。もしそういうふうなことも計算できたら……。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

暫時、休憩します。

休憩（午後1時23分～午後1時24分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 国保税としての税率は積算しておりませんが、国の方から、支払基金を通して、介護納付金を納入しなさいということであるわけですが、その1人あたりの金額とあります。25年度は1人5万8,500円、これが25年度の決算ですね。26年度はちょっと資料が無いので、27年度の概算なんですけれども、6万2,200円。これは上がっているんだな。

26年度の概算が6万3,270円、27年度の概算が6万2,200円、ということで少し下がっています。これがちょっと税率で行くと何パーセントかちょっとわかりませんが、いずれ1人あたりの概算額が落ちてますので、これは間違いありません。このぐらいの落ち幅です。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この1%マイナスによる、1人あたりの介護納付金は、26年度より下がったというようなことのように思いますが、あちこちの国保では、1人あたり数百円単位で、引き下げというふうなこともしっかり行って、市民の税率というか、税金をやっぱり引き下げる方向で頑張っている自治体が増えてきているんですよ。これは1人あたり1,070円という引き下げ分ですので、1世帯あたりでいけば、65歳までの方々、40歳以上の方々、2人では2千なんぼ程度というふうなことになるわけですので、若干でも税率に反映させて引き下げというふうなものも、これから見れば可能でないかなというふうなことを思います。わずか1人あたり1,000円というふうなことであっても、今の国保加入者の、経済状況、それから物価高、農業収入の激減というふうなことなどを考えますと、負担率の下がった部分において、わずかでも引き下げるという、その気持ちをやっぱり市としては、是非、考えていただきたいものだなということをつけ加えさせていただきます。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 今の介護保険の部分に関してのこういった引き下げはありましたけれども、大仙市はずっと21年度から税率を据え置いております。これまで一般会計からの基準外繰り入れを27年度も繰り入れを行って、基金に積んで、1億5千万円を崩して、はっきり言ってこの分は、税に求めなきゃいけない、本来であれば税に求めなければいけない1億5千万ですけれども、これを基準外から、一般会計の方から支援を頂いて、全体の税の負担を緩和しているという状況ですので、介護保険の部分で確かにこれは落ちてはいますが、介護保険、個々という考えでは無く、全体の国民健康保険税として考えて行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（金谷道男） という考え方のようですので。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第51号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第51号、平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第51号、平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

主な事業の説明書は、3-23ページとなっております。

平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,332万8千円とするものでございます。

内容につきましては、A3の予算概要の9ページにて説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、1款、後期高齢者医療保険料は、保険料率を均等割額、39,710円、所得割8.07%とし、被保険者数を16,456人と見込み、秋田県後期高齢者医療広域連合で積算しました保険料額を特別徴収保険料現年度分に4億1,205万4千円、普通徴収保険料現年度分に1億301万4千円、普通徴収保険料滞納繰越分に59万4千円を計上しております。

次の2款、使用料及び手数料のうち、納付手数料は存置項目として千円、督促手数料は、平成26年度の実績見込みから17万3千円を計上しております。

3款、一般会計繰入金、3億3,626万4千円につきましては、職員人件費、事務費、及び広域連合で決定する、保険料軽減相当額を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れするものであります。尚、保険基盤安定繰入金の4分の3は、県の負担金であります。

4款、繰越金は、存置項目として千円を計上しております。

5款、諸収入につきましては、延滞金2万1千円、過料は存置項目の千円、保険料還付金は、異動に伴う還付金の財源として広域連合から交付されるもので、26年度の実績見込みから51万7千円を計上しております。

また、還付加算金は存置項目の千円、雑入には、広報掲載、パンフレット購入等に対する広域連合からの助成金68万7千円を計上しております。

次に、下段の歳出でございますが、1款、総務費の職員人件費は、職員3名分で、2,428万3千円を計上しております。

管理事務費は、消耗品・郵便料等、一般事務費、530万9千円を計上しております。

徴収費は、保険料納入通知書、郵便料等、421万5千円を計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、8億1,900万3千円は、保険料及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するものであります。

3款、諸支出金は、過年度保険料還付金を、26年度実績見込みにより51万8千円を計上しております。

以上が、平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算の説明であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 広域でやっている訳ですので、国保の広域化の先取りでずっとやってきた訳ですけれども、大仙市の場合の納付金、歳出の納付金が8億ですけれども、広域連合での大仙市の後期高齢者の療養費ですね、それはどれぐらいなのかということと、それはかなり納付金が、何ちゅうか、この医療費の負担の多いところに、この大仙市の人達が、相当この、何ちゅうか、取られているというか、そういうふうな傾向が無いのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 療養給付費の医療費の方の1人あたりの金額ですけれども、全県の平均が71万9,521円で、25年度の決算でございます。これに対しまして、大仙市が66万209円ということで、順位的には25市町村の17番目ということで、低くなっております。ただ、この負担金につきましては、各市町村の療養費の実績の10分の1を負担するという事なので、大仙市の方々が医療費は低いので、負担金も低くなってます。

○委員（佐藤文子） 全県の平均さ合わせて低い大仙市から納付金が分け前多く取られているというようなことでは無いということですね。

○国保年金課長（佐藤和久） はい。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） ここで、暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 4 6 分～午後 1 時 4 7 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

昨日、保留としていた議案第 9 号、大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、を再び議題といたします。

昨日の鎌田委員の質問に対する答弁を求めます。

暫時、休憩いたします。

休憩（午後 1 時 4 7 分～午後 1 時 4 8 分）

○委員長（金谷道男） 会議を再開いたします。

平次長、答弁をお願いします。

○次長兼総合防災課長（平寛二） まず最初に昨日の大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明に誤りがあったことにつきまして、お詫び申し上げます。説明は座ってやらせていただきます。よろしく申し上げます。

本日は大仙市災害見舞金支給条例において、支給する遺族の範囲等について規則案をお示しいたしますので、再度、審査をお願いいたします。

規則案につきましては、お渡しした資料が 2 つに分かれてございまして、1 枚物、それから 5 枚綴りと、こういう 2 つになってございます。規則案につきましては、お渡しした 5 枚綴りの新旧対象表の 1 から 3 ページとなりますが、まず始めに 1 枚物の資料で支給までの流れについて、簡単に説明いたします。

まず市内で発生した災害において、死亡者が出た場合、市民であることと、死亡の原因が暴風、豪雨等の災害によるものなのかを確認いたします。そして該当する場合に、詳細な災害状況調査を実施いたします。この調査により見舞金の支給が妥当であることが判明した場合、世帯に対して災害見舞金の支給を行うこととなります。

それでは新旧対象表の 5 枚綴りの方をご覧いただきます。

今回の規則で定めるものは、この支給の範囲と、支給順位についてであります。

内容といたしましては、災害弔慰金の支給規程と同様とするもので、第 3 条に第 2 項、赤く 1 ページ目の赤く示した部分でございます。改正の部分。この部分を追加しており

ます。支給の範囲につきましては、規則で準用する災害弔慰金の支給等に関する条例第4条を準用することとしております。なお、準用する条文は、参考として4ページに添付してございます。これが参考とする条文でありまして、あつ、4条の部分でございませう。4条の部分の参考とするというものでございませう。この規定により、支給する範囲は、亡くなられた方の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟、姉妹となっております。

次に5ページ目をご覧ください。支給の順位につきましては、まず始めに死亡者から生計を主として維持されていたかどうかを、判断いたしまして、維持されていた方の中で、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位で、支給いたします。

次のその方が該当無い場合、その他の遺族の中で、同様の順位で支給いたします。最後にそれらの方が、おられない場合に、兄弟姉妹に支給することになります。ただし、兄弟姉妹については、死亡者の死亡当時、同居し、または生計を同じくしているものに限ります。以上で説明を終わります。よろしく審査をお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。質疑をお願いします。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 災害見舞金の支給世帯（世帯）支給する世帯、遺族の範囲ですけれども、同居していた私みたいなお嫁さんはどうなるのでしょうか。

支給の対象になれるのでしょうか。お嫁さんとか、お婿さんとか。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 5ページ目の例をご覧くださいませう。死亡された方の奥様ということで、配偶者ということになるわけ、このことでよろしいですよね。5ページ目の1-1。

○委員（佐藤文子） これには、対象者は順位が、遺族に書かれて、すべて遺族ですよね。でも、同居していた方が、亡くなった、その人が、同居している人がお嫁さんしかいないとか、そういう家だっていっぱいありますよね。そういう場合どうなるのかなと。要するに、姑さんが（聞き取り不可能）亡くなったら、お嫁さんが残ったと、だから子どもさんたちは別の所に住んでいるんだけど、そういった場合、対象になるのかという。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） お答えいたします。

そのような場合、まず同居している方が、そのお嫁さんだけであるとなった場合、そのまず子どもさんが、生計を維持しない、東京とかにおられる場合は、子どもさんに2-2の方に、この5ページの2-2の方に。

○委員長（金谷道男） ちょっと待って。休憩します。

休憩（午後1時54分～午後2時06分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質疑に対する答弁を求めます。平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 先ほどは大変失礼いたしました。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定を準用した支給範囲としておりますので、姻族の方は対象になりません。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 議案第38号及び議案第49号の2件については、休憩後に討論と採決を行いますので、それに係わる職員以外の方は退席をお願いします。

再開時刻を2時15分といたします。

休憩（午後2時07分～午後2時12分）

【総務部・市民部 共通の審査】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、議案第38号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算案に反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、市民サービス後退を招く市職員の削減を一層進めるという予算であるということです。合併して10年になりますが、当時1,475人の市職員は26年度で1,039人になり、3割が減じられました。

自民党政治による地方行革と地方交付税削減策のもと、市町村合併や集中改革プラン、定員削減適正化計画ということに基づいて、福祉部門の法人化をはじめ、公共施設等の指定管理者制度の移行、更には新採用職員数の抑制などで、削減計画が進められて来ております。

こうした中で、団塊世代の大量退職を迎え、公務員労働の現場は、再任用職員や臨時職の職員に依拠しなければならない状況に至っております。

市民にとっては身近での福祉相談、生活相談の場が奪われ、役場が遠くなったなどの声が大きくなっています。

大仙市は全域に集落が散在し、高齢者世帯の増加や空き家の増加、地域やコミュニティづくり、少子化対策、若者の雇用問題、農業、農村の維持、防災対策、地域経済対策など、行政課題は山積し、複雑・多様化・高度化しております。

公務員の果たす役割はますます重要になってきております。これ以上、市職員の削減はやめ、増員を図るべきと求める立場から、この予算案に反対するものです。

以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手、多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【自由討議の件】

○委員長（金谷道男） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ございませんので、陳情の審査は自由討議とすることいたします。

職員の皆様は長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

退席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩（午後2時16分～午後2時17分）

【陳情第24号】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第24号、「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択を求める陳情書、を議題といたします。

本件に関しては、同一趣旨の陳情が昨年、第4回、12月定例会にも提出され、委員会では賛成少数により不採択とすべきものと、また本会議においても賛成少数で不採択と決しております。

その後の情勢などで、議論をお願いしたいと思います。

本件に関しましてご意見等をお願いします。どなたか。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 集団的自衛権行使を容認した閣議決定と、その後の政府の動向については、ますますこの集団的自衛権が、後方支援だというふうに言いながらも、武力による行使を可能にし、後方支援とはいえ、現地でのそうした戦闘地域で、自衛隊員が、人を殺したり、殺されたりという、そういう状況を作りかねない、まさに戦争しているところに、日本の自衛隊員が行くというふうなことに、はっきり出て、そういうことがわかってきております。何としてもこういう憲法9条を無視した、この集団的自衛権行使というふうなものの閣議決定はやっぱり中止して、いうべきだというふうに考えます。

また、ここの陳情に書いてある理由のとおりだと私は思います。是非、採択すべきだと思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） これより採決いたします。

本件は採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 異議がありますので、これより挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第29号、「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書」を議題といたします。

陳情第29号は、既に議決された陳情第24号と同一趣旨のものでありますので、一事不再議の原則により議決不要といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」及び「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がありますので、この採決は挙手を持って行います。

議決不要とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（5名が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって、議決不要と決しました。

本陳情は不採択されたものとみなします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【「合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書」について】

○委員長（金谷道男） 次に「合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書」について、を議題といたします。

この件について、事務局から説明をお願いします。伊藤事務局次長。

○事務局次長（伊藤雅裕） このお願い文書につきましては、3月2日に千葉県南房総市議会から議長宛に届けられたものです。

南房総市は平成18年3月20日に千葉県房総半島南部の安房郡6町1村が新設合併した市で、人口は4万7千人、面積は約220平方kmです。

千葉県には36都市ありますが、新設合併の市は7市で、表題の件は議長会の議題になりにくいことから、合併前後の平成17年から19年にかけて新設合併した全国の都市（数は不明）に同様の意見書提出のお願いを郵送したとのことでした。

合併特例債延長法の成立、平成24年6月20日より、合併特例債の発行期限が5年間延長になりました。

さらに東日本大震災被災地は発行期限が合併年度及びそれに続く15年度が20年度になり、通常の新設合併よりさらに五年の延長になっています。

南房総市議会の意見書は、この東日本大震災に被災した合併市町村並にもう5年、トータルで10年の延長をという意見書の提出を出して欲しいというものであります。

去る3月5日に開催された議会運営委員会において、その取扱いを当委員会に一任するということですので、ご協議をお願いするものです。説明は以上でございます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

それでは委員の皆様のご意見をお願いいたします。

（「意見書を提出することに賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） それではお諮りします。

委員全員が賛成のようですので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配付させます。

（事務局、意見書案を配付）

○委員長（金谷道男） ご一読ください。

ただいま配布いたしました意見書案は、依頼者から提出された案を、事務局で作成したものです。

この意見書案について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

【閉会中の継続審査・調査の申し出】

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付いたしました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉 会】

○委員長（金谷道男） 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後２時２８分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男